

遺 産 分 割 協 議 書 (例)

平成30年8月1日、仙台市青葉区〇〇一丁目1番1号法務太郎の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花代、法務一郎、若林花子、法務二郎は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1 相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務花代（持分2分の1）が相続する。
- 2 相続財産のうち、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）500万円は、若林花子が相続する。
- 3 相続財産のうち、〇〇株式会社の〇〇株（株券番号〇〇〇〇）は、法務二郎が相続する。

この協議を証するため、本協議書を4通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

仙台市青葉区〇〇一丁目1番1号	法 務 花 代	㊞
仙台市青葉区〇〇一丁目1番1号	法 務 一 郎	㊞
仙台市若林区〇〇二丁目2番2号	若 林 花 子	㊞
仙台市太白区〇〇三丁目3番3号	法 務 二 郎	㊞

※ 印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各1通添付します（3か月以内に作成されたものでなくても結構です。）。

記

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市青葉区〇〇一丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 |
| | 地 目 | 宅 地 |
| | 地 積 | 1 5 0 ・ 0 0 平方メートル |

2 所 在	仙台市青葉区〇〇一丁目 1 番地 1		
家屋番号	1 番 1		
種 類	居宅		
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建		
床 面 積	1 階	5 0 ・ 0 0	平方メートル
	2 階	3 5 ・ 0 0	平方メートル